

一般社団法人モビリティ・ビレッジ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人モビリティ・ビレッジという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県豊田市足助町飯盛1番地1に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を愛知県豊田市日南町3丁目19番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、人や地域に適した移動支援サービスや移動・外出のモチベーションを提供して、過疎地や農山村等高齢化・交通空白化が進む地域における自立的な移動の減退に係る問題の持続的な改善、解決を図り、高齢者を含むすべての人の自立移動力の増進と地域の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 交流促進・啓蒙・イベント事業（集う事業）
 - ② 調査・企画・開発・仲介事業（繋ぐ事業）
 - ③ 移動力増進支援事業（続ける事業）

(2) その他の事業

その他前項に掲げる事業に寄与するために行う事業

2 前項(2)の事業により利益が生じた場合には、前項(1)①から③の事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、総会の議決権を有する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動を資金面で支援し、かつ活動結果の情報共有を求めることができる個人及び団体（準会員）、ボランティアとしてその活動が無報酬で行う個人及び団体（ボランティア会員）、もしくは研究・教育目的でこの法人の活動に協力する個人及び団体（アカデミア会員）であって、いずれも総会の議決権を有しない者

（入会）

第7条 会員の入会資格については、特に条件を定めない。

- 2 会員となるには、所定の様式により、理事長に申し込み、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めるものとする。
- 3 理事長は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会届の提出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、いつでも退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員が暴力団、暴力団員、暴力団に関係する団体・個人、その他の反社会的勢力に該当することが判明したとき。

（抛出金品の不返還）

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

（会員名簿）

第13条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第4章 総会

(種別)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第16条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画の承認
- (5) 予算及び決算の承認
- (6) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (7) 理事・監事の選任又は解任
- (8) 理事・監事の報酬等の額
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第17条 通常総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第26条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第18条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第19条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第20条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第 21 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 22 条 総会の決議は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 20 条、第 22 条第 1 項、第 23 条第 2 項、第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事に加わることができない。

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した理事は署名または記名押印する。

第 5 章 役員

(種別及び定数)

第 24 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 10 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を理事長、2 名以内を副理事長とする。

(選任等)

第 25 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会決議によって理事の中から選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

(職務)

第 26 条 理事長は、業務を統括し、この法人を代表する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務を執行する。

- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第27条 理事、監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため又は増員によって就任した理事、監事の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 理事、監事は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の満了又は辞任により退任した後、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(欠員補充)

第28条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第29条 理事又は監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対して、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議によって定める。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行監督
- (3) 理事長の選任及び解任

(招集)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 26 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 2 理事長は、前項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第 35 条 理事会における議決権は、理事 1 名につき 1 個とする。

(決議)

- 第 36 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議することができる。
 - 3 前項の規定により決議した理事は、第 1 項及び第 37 条第 2 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 7 章 基金

(基金の抛出等)

第 38 条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の抛出を求めることができる。

(基金の募集等)

第 39 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の返還)

第 40 条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規程で定める日までその返還を請求することができない。

2 基金の返還は、総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条第 2 項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第 41 条 基金の返還をする場合には、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 42 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別紙財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる果実
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 43 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議によりこれを定める。

(会計の原則)

第 44 条 この法人の会計は、以下の原則により行うものとする。

- (1) 会計簿は正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が以下の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第47条 この法人は、剰余金の分配は行わない。

(会計年度)

第48条 この法人の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日までの年1期とする。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を経なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するには、正会員総数の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が清算をする場合（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）、残存する財産は、総会の議決を経て、一から四のいずれかに譲渡するものとする。

一 国又は地方公共団体

二 公益社団法人又は公益財団法人

三 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人

四 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において総会員の半数以上であって正会員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この団体の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 11 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(法令の準拠)

第 55 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令に従う。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 最初の事業年度は、この法人成立の日から平成 29 年 12 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 江 崎 研 司

副理事長 山 田 哲

理事 滝 雅 人

理事 後 藤 禎 二 郎

監事 大 見 宏

- 4 設立時会員の氏名又は名称及び住所は、以下のとおりである。

住所 略

氏名 江 崎 研 司

住所 略
氏名 大 見 宏

住所 略
氏名 後 藤 禎 二 郎

住所 略
氏名 榊 原 弘 貴

住所 略
氏名 滝 雅 人

住所 略
氏名 谷 将 生

住所 略
氏名 山 田 哲

5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 個人： 入会金 2,000 円(1 口) 年会費 6,000 円(1 口)
団体： 入会金 20,000 円(1 口) 年会費 50,000 円(1 口)
- (2) 準会員 個人： 入会金 1,000 円(1 口) 年会費 3,000 円(1 口)
団体： 入会金 10,000 円(1 口) 年会費 20,000 円(1 口)